

# 人工透析患者・精神障害者通院交通費助成金を受けられる方へ（ご案内）

## 1 助成金申請方法

年4回、3か月分を、ご指定の金融機関の口座へ振り込みます。

### 提出書類

- ① 申請書…「人工透析患者・精神障害者通院交通費助成金交付申請書」
- ② 証明書…「人工透析患者通院証明書」または「精神障害者通院証明書」  
※②の証明書は医療機関で通院日の記入をお願いしてください。

### 提出方法

窓口へ提出 または 下記【お問合せ先】への郵送  
受付窓口 ・浜田市役所 地域福祉課 障がい福祉係（東分庁舎1階）  
・各支所市民福祉課（金城支所、旭支所、三隅支所、弥栄支所）

### 令和4年度 申請書提出月日及び振込予定日

	助成対象月	申請書の提出月日	口座振込予定日
1回	4・5・6月分	7月8日締切り	7月29日支払い
2回	7・8・9月分	10月7日締切り	10月31日支払い
3回	10・11・12月分	令和5年1月10日締切り	1月31日支払い
4回	令和5年1・2・3月分	4月10日締切り	4月28日支払い

- ※ 申請書を紛失された場合は、窓口またはお電話でお問い合わせください。
- ※ 申請書の助成金交付申請額は、空欄で提出してください。
- ※ 申請書の提出月日を過ぎて提出された場合は、口座振込みが予定より遅くなる場合がありますのでご了承ください。
- ※ 支払金額は、通帳の記帳でご確認ください。

## 2 こんな時は、届出が必要です

- (1) 住所、氏名に変更があったとき
- (2) 医療機関の変更があったとき
- (3) 対象者の方が亡くなったとき
- (4) 入院されたとき（通院の必要が無くなったとき）

【お問い合わせ先】  
〒697-8501 浜田市殿町1番地  
浜田市 健康福祉部 地域福祉課  
障がい福祉係（東分庁舎1階）  
TEL/0855-25-9322（直通）